

県 営 体 育 館

第 1 節 概 要

1 施設の管理と運営

(1) 二係制の設置

県営体育館組織規制上不備であった係制度が42年4月から設置され、同規則第1条に、総務係と業務係を置くこととし、第2条に各係の事務分掌内容が明らかにされ、組織上の整備がなされた。これによっていっそう有機的組織的管理と運営がなされるようになった。しかし、次長職が両係長を兼ねているので、今後の検討すべき問題が残されている。

(2) 合宿所の発足

42年6月1日より県営体育館付属合宿所で発足した。住み込み管理人2名を配し、施設・設備の管理、科用者に対する管理と指導にあたっている。この発足によって、体育館をはじめ他の施設の利用が増大した。

(3) 各施設の効果的運営

体育館については、トレーニング室の設備の充実をはかり、これと併行して、各種の講習会や、スポーツ教室を開催した。また陸上競技場についてもスポーツ教室を開催して、施設の効果的運営と利用につとめた。

(4) 予算執行状況

事 項	予 算	決 算	財 源	事 業 実 績
体育館維持 運 営 費	千円 7,768	千円 7,768	千円 使用料 3,339 雑収 20	駐車場舗装工事 暖房増設工事 掲示板取付工事
県営体育館 合宿所運営費	10,279	10,279	使用料 2,687	利用者 県内 1,171名 県外 2,204名
競 技 場 等 維持運営費	3,062	3,062	使用料 812	野球場電気配線工事 相撲場施設補修工事 陸上競技場等の維持管理
土湯スケート場 維持管理費	144	144		スケート場維持管理の委託

2 施設の使用状況

体育館の利用者は20万人をこえ、野球場では約4万、陸上競技場約4万、合宿所約3,500で、特に体育館ではその利用が激増し、個人の利用者がふえてきた。

合宿所については、今後いっそう広報活動を活発にして効果をあげるよう努力していきたい。

3 広 報 活 動

(1) 体育館報の発行

毎月館報を発行し、行事内容の紹介、スポーツ教室、講習会の案内や、合宿所の利用状況等についてお知らせしている。

(2) 体育施設要覧

県営の各体育施設の沿革、使用料、合宿所食事料、規模、設備内容などを要覧形式にして配布している。

(3) 掲示による広報

印刷物のほか、行事案内や使用申し込みの方法などについて掲示し、一般者の広報を行なって効果をあげている。

第 2 節 施 設 の 整 備

各施設ごとにあげれば、次のとおりである。

1 体 育 館

体育館における諸行事の広報のため正面玄関前に掲示板1基を設置し、また駐車場の舗装、会議室の電灯を蛍光灯に取替え照度を高くするとともに、冬期間における暖房の増設工事をなし利用者に好評を得た。また、昨年に引続いて防犯灯を南側、西側に設備し、管理上にも効果をあげている。

2 付 属 合 宿 所

前述の付属合宿所の概要は、次のとおり。

建物面積	824.48㎡
収容人員	100名
建築構造	鉄筋コンクリート造り3階建
工 事 費	2,600万円
開 所	昭和42年6月1日

開所後の利用状況については、別記のとおりであるが、施設整備としては、宿泊者への連絡用として各階にスピーカーを取りつけた外、電話加設をなし厨房設備を完了し福島保健所からの免許も得た。今後さらに整備の充実をはかっていきたい。

3 競 技 場 等

野球場の絶縁抵抗が限度値よりもひくいで改善するため、本年度より2ヶ年継続工事をもって施工の外、バックネットの改修をなした。また、相撲場の外周金網が老朽したので、これを全面的に改修する外、建物、電灯、水道等の整備をなした。

4 設 備 の 現 況

県営体育館をはじめ陸上競技場、野球場における設備のうち体育用器具の現況は、別表のとおりである。